

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

(1) A

(2) 電波の型式及び周波数

(3) 識別信号

(4) B

(5) C

② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の A を延長することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	空中線電力並びに空中線の型式及び構成	運用義務時間
2 工事落成の期限	空中線電力	運用許容時間
3 工事着手の期限	空中線電力	運用義務時間
4 工事着手の期限	空中線電力並びに空中線の型式及び構成	運用許容時間

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。

③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。

④ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月前までに行うことができる。

⑤ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、④にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C
1 10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月
2 10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月
3 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月
4 5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 無線局（船上通信局を除く。）に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内とする。）の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、免許状には、①免許の年月日及び免許の番号、②免許人の氏名又は名称及び住所、③無線局の種別、④無線局の目的、⑤通信の相手方及び通信事項、⑥無線設備の設置場所、⑦免許の有効期間、⑧識別信号、⑨電波の型式及び周波数、⑩空中線電力及び⑪運用許容時間を記載しなければならない。

A-4 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A B 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差	重要無線通信に混信
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度	他の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度	重要無線通信に混信
4 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差	他の無線設備の機能に支障

A-5 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の A （以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、 B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
2 無線設備の操作を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 無線設備の操作を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A-6 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる A （電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を B してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る A の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 無線通信	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 無線通信	傍受	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 暗語を使用する無線通信	傍受	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 暗語を使用する無線通信	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、次の周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波 A
- (2) F1B電波8,414.5kHz
- (3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあっては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な一の周波数とする。）
- (4) F2B電波156.525MHz
- ② 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により B を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- ③ 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。
- ④ 次に掲げる場合にあつては、それぞれの無線局は、①から③に掲げる聴守をすることを要しない。
- (1) 船舶局にあつては、次に掲げる場合
- ア 無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき。
- イ 156.65MHz又は156.8MHzの聴守については、その周波数の電波の指定を受けていない場合
- (2) 海岸局にあつては、現に通信を行っている場合

A	B	C
1 2,187.5kHz	ナブテックス受信機	その運用義務時間中
2 2,187.5kHz	デジタル選択呼出専用受信機	常時
3 2,182kHz	デジタル選択呼出専用受信機	その運用義務時間中
4 2,182kHz	ナブテックス受信機	常時

A-8 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則(第6条、第7条及び第8条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、その船舶の A 以上、 B 、その機能を確認しておくなければならない。
- ② 電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、毎月1回以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- ③ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 C 以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- ④ ①から③までの義務船舶局等においては、それぞれの規定により機能を確認した結果、その機能に異常があると認めるときは、その旨を D に通知しなければならない。

A	B	C	D
1 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月2回	主任無線従事者
2 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	毎月2回	船舶の責任者
3 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	毎月1回	主任無線従事者
4 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回	船舶の責任者

A-9 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則(第39条、第14条及び第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする A によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確認した後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 B 」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 B 」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) ただ今試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 C を確認しなければならない。

A	B	C
1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか
2 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
3 電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
4 電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか

A-10 次の記述のうち、海上移動業務の無線局が緊急通信を行う場合の要件として誤っているものはどれか。電波法(第52条、第53条及び第66条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信を行う場合は、識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 2 緊急通信を行う場合は、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 緊急通信を行う場合は、免許状に記載された通信の相手方及び通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 4 緊急通信を行っている場合において、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A-11 次の記述は、遭難警報の送信並びに遭難呼出し及び遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第75条から第77条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶が遭難した場合に船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して行う遭難警報は、電波法施行規則別図第1号の1に定める次の構成のものを送信して行うものとする。この場合において、この送信は、 **A** して行うものとする。

同期符号	呼出しの種類 (注1)	自局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド (注2)	終了符号	誤り検定符号
------	----------------	---------	-------	-------	-------	----------------	------	--------

注1 コード番号「112」であること。

注2 引き続き行う通報の型式をコード化したものであること。

② 無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の(1)から(3)の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、(1)の警急信号を省略することができる。

(1) 警急信号 (2) 遭難呼出し (3) 遭難通報

③ 遭難呼出しは、無線電話により、次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) メーデー（又は「遭難」） 3回
 (2) こちらは 1回
 (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 3回

④ 遭難呼出しは、特定の無線局に **B** 。

⑤ 遭難呼出しを行った無線局は、 **C** 、遭難通報を送信しなければならない。

⑥ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「メーデー」又は「遭難」 (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
 (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項

	A	B	C
1	5回連続	あてなければならない	遭難呼出しに対する応答を受信した後、直ちに
2	5回連続	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて
3	10回連続	あてなければならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて
4	10回連続	あててはならない	遭難呼出しに対する応答を受信した後、直ちに

A-12 次に掲げる呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなくても行うことができる呼出し又は送信に該当するものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 安全呼出し又は安全通報の送信
- 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- G1B電波406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信

A-13 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条及び第83条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。

- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
 (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が、救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めるとき。

② 無線局運用規則第83条（遭難警報の宰領）第4項の規定により **C** 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めるときは、その送信をしなければならない。

	A	B	C
1	遭難通信用の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2	遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3	自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4	自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-14 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しないときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。
- ④ ①によって **A** を命ぜられた無線局を運用した者は、 **C** 又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 臨時に電波の発射の停止	電波を試験的に発射	1年以下の懲役
2 臨時に電波の発射の停止	その電波の質の測定結果を報告	2年以下の懲役
3 期間を定めて無線局の運用の停止	電波を試験的に発射	2年以下の懲役
4 期間を定めて無線局の運用の停止	その電波の質の測定結果を報告	1年以下の懲役

A-15 免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A-16 船舶局の免許人は、使用を終わった無線業務日誌をどうしなければならないか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 2 当該船舶局の免許が効力を失う日まで保存しなければならない。
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。

A-17 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、 **A** において受信し、同様にこの通報に応答し、及び **B** 義務を負う。

A	B
1 絶対的優先順位	混信その他の妨害を与えない
2 できる限り第一の優先順位	直ちに必要な措置をとる
3 絶対的優先順位	直ちに必要な措置をとる
4 できる限り第一の優先順位	混信その他の妨害を与えない

A-18 次の記述は、送信局の許可書に関して述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 2 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A-19 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 A の伝送を行ってはならない（第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な B で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の C 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の C は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C
1 識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	無線設備
3 無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	位置
4 識別表示のない信号	最小限の電力	位置

A-20 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、 A の提示を要求することができる。 B は、この検査が容易となるようにしなければならない。 A は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。 A 又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② A が提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その C ことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	設備に係る資料の提示を求める
2 無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	設備を検査する
3 許可書	局の通信士又は責任者	設備を検査する
4 許可書	船舶の責任者	設備に係る資料の提示を求める

B-1 無線局の免許の申請の審査に関する次の記述のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受領し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
- ウ その無線局の業務を遂行するに足りる財政的基礎があること。
- エ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- オ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B-2 次の表の**ア**から**オ**までの欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、その記号表示と内容が適合するものを**1**、その記号表示と内容が適合しないものを**2**として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	C 3 F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
イ	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
ウ	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
エ	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
オ	J 3 E	振幅変調で全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

B-3 次の記述は、第一級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）及び監督の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

第一級総合無線通信士の資格の無線従事者は、次に掲げる無線設備の操作を行い、並びに当該操作のうち **ア** 及び電波法第39条（無線設備の操作）第2項の総務省令で定める無線設備の操作（無線従事者でなければ行ってはならない操作をいう。）以外の操作の監督を行うことができる。

- (1) 無線設備の通信操作
- (2) **イ** の技術操作
- (3) 空中線電力 **ウ** 以下の無線設備（ **エ** の無線設備を除く。）の技術操作
- (4) **エ** の空中線電力 **オ** 以下の無線設備の技術操作
- (5) レーダーで(3)に掲げる以外のものの技術操作
- (6) (3)及び(5)に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で960メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

- | | | |
|---|--------------------|--------------------|
| 1 モールス符号による通信操作 | 2 テレビジョン放送局 | 3 無線電信の通信操作 |
| 4 船舶及び航空機に施設する無線設備 | 5 1キロワット | 6 5キロワット |
| 7 500ワット | 8 放送局 | 9 2キロワット |
| 10 船舶及び航空機に施設する無線設備並びに船舶及び航空機に施設する無線設備と通信を行うために陸上に開設する無線局の無線設備 | | |

B-4 海岸局又は船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを**1**、誤っているものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、その船舶の責任者が必要と認めるときは、この限りでない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ウ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- エ 海岸局又は船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、その通信に混信を与えないように、空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない。
- オ 船舶局は、海岸局又は他の船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している海岸局又は船舶局に対して、臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- ウ 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- エ 選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。
- オ 航行中の船舶において無線従事者を補充することができないため無線従事者の資格を有しない者が無線設備の操作を行ったとき。